

平成22年5月11日

第2178号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

### 告 示

- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（233、234・水産漁港課）…………… 1  
○建設業の許可の取り消し（235・秋田地域振興局総務企画部）…………… 1

### 公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出（平鹿地域振興局農林部） 2件…………… 2

## 告 示

### 秋田県告示第233号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 埋立工事しゅん功認可の日 平成22年4月28日
- 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 秋田県
  - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
  - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 3 埋立免許を受けた場所及び面積
  - (1) 場所 にかほ市金浦金浦字岡の谷地90番1及び川尻42番3に接する護岸敷地先の公有水面
  - (2) 面積 26,232.12平方メートル
- 4 埋立免許の日及び番号 平成14年1月7日 指令水-2921
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 にかほ市

### 秋田県告示第234号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成22年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 埋立工事しゅん功認可の日 平成22年4月28日
- 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 秋田県
  - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
  - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 3 埋立免許を受けた場所及び面積
  - (1) 場所 にかほ市金浦金浦字岡の谷地90番1に接する護岸敷地先の公有水面
  - (2) 面積 450.16平方メートル
- 4 埋立免許の日及び番号 平成17年4月27日 指令水-244
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 にかほ市

### 秋田県告示第235号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日

平成22年4月23日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社スペースプロジェクト  
秋田市泉北一丁目6番51号  
代表取締役 成 田 清  
秋田県知事許可(般-21)第40252号
- 3 処分の内容  
機械器具設置工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成22年4月23日付けで機械器具設置工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

横手市平鹿町醍醐字下醍醐38番地

佐 藤 善 郎

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、平鹿町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

横手市平鹿町醍醐字下醍醐38番地

佐 藤 善 郎

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄